年　　月　　日

保護者　様

年　　科　　番　氏名

静岡県立科学技術高等学校長

出席停止について（通知）

お子様は、下記理由（〇印）のため、学校保健安全法19条により出席停止を命じます。
出席停止期間中は、医師の指示に従い休養させ、許可があるまで登校を控えてください。
病気が治り登校許可が出ましたら、必ず下記に医師の証明をいただいて、登校の際提出してください。

第一種		エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1型）新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種		インフルエンザ（H5N1型除く）	発症した後5日を経過しかつ解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
		結核	
第三種		コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症（　　）	

登　校　許　可　証　明　書

１ 病　名

２ 停止期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

上記の疾病はすでに伝染のおそれはありません。

年　　月　　日

医 師 名